

**「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現
に向けた提案・要望**

分野別提案・要望

分野2 生活の安心を高める分野

■ 地域医療体制の充実

【内閣府、総務省、財務省、厚生労働省】

県担当課：国保医療課、医療整備課、疾病対策課

非常に厳しい財政状況が続く地方公共団体において、県民の健康を支え県民の生命を守るには様々な課題がある。

医療提供体制の充実を計画的に進めるためには、その財源確保が課題である。事業実施に当たっては国庫補助や交付金制度を活用しているが、これらの制度が地域の実情に合わないなどの事例が発生している。

また、指定難病対策については、医療費助成の対象となる指定難病を選定するに当たって公平性を確保すること、医療費助成に係る申請等手続の簡素化を図ることが求められている。

さらに、市町村国民健康保険については、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いなど構造的な問題がある。

1 医療提供体制の整備に必要な財源の確保や制度の改善

【厚生労働省】

地域の実情に応じた医療提供体制の整備や医師確保、質の高い効率的な医療の提供を進めるため、必要な財源を十分に確保すること。また、周産期医療・救急医療等について、補助要件や基準額等の見直しを行うこと。

◆現状・課題

- 急速な高齢化が見込まれている本県では、高齢化の進展に合わせて医療ニーズも高まることから、医療を提供する医師、看護師などの医療従事者の確保・定着が大きな課題となっている。
- 特に、産科、小児科、救急などの特定医療分野の医師不足等により、救急医療では、多数の搬送困難事案が発生しており、また周産期医療では新生児集中治療室（NICU）が常に満床状態であるため県外医療機関への母体搬送件数が多くなっている。
- 国では救急医療や周産期医療などの医療体制を整備するために医師確保対策や運営費、施設・設備整備等を含めた多彩な補助制度を創設している。しかし、医療提供体制推進事業費補助金については、交付額が事業計画額を大幅に下回り、事業執行の中止を含めた事業計画の見直しなどの影響が生じており、補助基準額どおり運営費補助金を交付できないなど医療機関の適正な運営に支障が生じかねない事態となっている。
- さらに、本県で定めた第6次地域保健医療計画に沿って、救急医療や周産期医療の充実に向けた施設整備を計画しているが、施設整備とその後の運営支援のための財源確保が平成29年度以降の大きな課題となっている。

◆提案・要望の具体的内容

- 都道府県が医療提供体制を確保するためには、医療機関がその機能を十分に発揮できるような財政支援が必要である。運営費や防災対策を含む施設設備整備、人材確保に係る補助金（交付金）については、補助要綱に基づいた交付金が受けられるよう、十分に財源を確保すること。
- 地域医療介護総合確保基金については、都道府県が適切に当初予算に計上できるように交付額の内示などの手続きを前倒しするとともに、対象事業を十分に実施できる交付額を確保すること。また地域の実情に応じた事業が執行できるよう、事業区分間の額の調整を柔軟に行えるようにすること。

- ドクターヘリ運航経費や搬送困難事例受入医療機関支援事業など、補助金・交付金などの算出方法を実態に即して見直すとともに、補助（交付）対象事業の拡大や補助要件の緩和、補助率の改定などにより、救急、周産期、災害などの医療提供体制が早期に充実できるよう制度を改善すること。

2 指定難病対策の推進

【厚生労働省】

医療費助成の対象となる指定難病は、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高い全ての難病を対象とするとともに、難病患者である申請者の事情に配慮し複雑化している申請等の手続の簡素化を図ること。

また、医療受給者証への医療保険の所得区分の記載に関する事務は、都道府県の負担が膨大なものであることから、受給者証への記載以外の方法を早急に考案し、当該記載を廃止すること。

◆現状・課題

- 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）に基づく医療費助成の対象となる指定難病については、第1次実施（平成27年1月）110疾病、第2次実施（平成27年7月）196疾病、さらに、第3次実施（平成29年4月）24疾病の追加指定を合わせて330疾病に拡大。今後も要件を満たす疾病を対象とすることについて、国の取組の方向性が示されている。
- 本県は独自に4疾病を対象に医療費助成を行っている。しかし、難病の医療費助成の対象疾病は都道府県ごとに異なることなく本来国の責任において実施することが患者間の公平性の観点からも適当である。
- 難病法に基づく医療費助成の申請手続は、患者が加入する医療保険や住民税の額等により提出する書類が異なるなど複雑で、また、都道府県に確認・認定作業等の過重な事務負担が生じる内容となっている。

◆提案・要望の具体的内容

- 指定難病については、患者数や客観的な診断基準の有無等の指定要件を満たす全ての疾病が対象となるよう今後も継続的に選定を行うこと。
- 難病法に基づく医療費助成制度は、申請者にとっては申請する際の提出書類等が複雑であるため、手続の簡素化を目的に制度の見直しに努めること。
- 医療受給者証への医療保険の所得区分の記載に関する事務は、都道府県の負担が膨大なものであるとともに、受給者証発行を含む標準処理期間の増加要因にもなっていることから、当該受給者証への記載以外の方法を早急に考案し、当該記載を廃止すること。

◆参考（国指定難病数の推移）

区分	平成25年度	平成26年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		4～12月	1～3月	4～6月	7月～3月	4月～
	旧制度	第1次		第2次	第3次	
疾病数	56	110		306	330	

※ 第3次実施（平成29年4月）24疾病の指定難病については、検討対象222疾病の中から指定。残りの疾病（これまでに検討対象となった疾病等を含む。）については、引き続き研究等が行われるものと想定される。

3 周産期医療体制の充実

【厚生労働省】

周産期母子医療センターの体制を充実・強化するため、医師・看護師の処遇改善及び確保に対する支援を実施すること。

また、周産期医療体制の充実を図るため、NICU等を設置するための施設・設備整備に対し、十分な助成をすること。

◆現状・課題

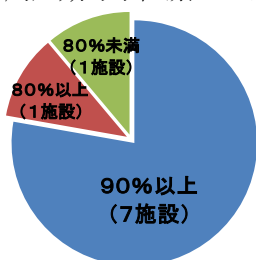
- ・ 本県では、周産期医療施設が少ない中であって、出産年齢の高齢化が進行するなど、ハイリスク妊婦が増加傾向にあり、県内の周産期母子医療センターの新生児集中治療室（NICU）の病床利用率は平均94.7%とほぼ満床状態が続いている。このため周産期搬送の一部を近隣都県に依存している。
- ・ 周産期母子医療センターでは、従来からの産科医・小児科医不足により十分な体制が確保できていないにもかかわらず業務が増大し、過酷な勤務体制になっている。その結果、疲弊した医師が退職し、NICUを休止せざるを得ない病院も出てきている。
- ・ NICUの新設や大規模な増床を行う場合、あらかじめ看護師等スタッフを確保し、十分な研修を行う必要がある。しかし、財政的な負担が大きいことや、派遣研修の受入施設も少ないことから、新たにNICUを整備することが難しい状況にある。
- ・ 分娩件数、出生数は減少傾向にあるが、分娩取扱施設の減少する割合は分娩件数等の減少する割合を上回るため、今後、分娩取扱施設の整備を進める必要がある。しかし、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金については、県及び医療機関の負担が大きい等のため、整備のインセンティブになっていない。
- ・ 平時における迅速な患者の搬送や災害時における「災害時小児周産期リエゾン」が活動する際は、他都道府県との広域的な連携が必要となるが、広域的な連携体制の整備を促進する助成制度がなく体制整備が進んでいない。

◆提案・要望の具体的な内容

- ・ 周産期母子医療センターへの補助金については、現在の赤字補てんから、各医療機関の業務実績を反映させる制度にするとともに、勤務する医師・看護師の処遇改善につながるような仕組みに改めること。
- ・ 医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金については、補助基準額の見直し、補助率の見直し、補助対象施設の拡大などにより必要な施設・設備が整備しやすい制度に改めること。
- ・ 医師・看護師が不足している状況において、現行の都道府県ごとの周産期医療体制の充実に加えて、地域で安定的な体制が構築できるよう、都道府県間の連携など、広域的な対応に向けた具体的な方策について検討し、支援策を講ずること。

◆参考

○周産期母子医療センターの病床利用率（平成27年度実績）



病床利用率=年間延べ利用日数÷(366日×NICU数)

周産期母子医療センターに対する調査結果

○周産期母子医療センターの搬送受入件数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
母 体	1,094	1,109	1,022
新生児	1,068	995	1,073

各年度埼玉県周産期医療体制整備事業実施状況報告

○分娩取扱医療機関（病院・診療所）、分娩件数、出生数の推移

年度	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年	H14を100としたときのH26の割合
病院	45	43	39	38	35	77.8
診療所	84	71	68	68	55	65.5
分娩取扱医療機関合計	129	114	107	106	90	69.8
分娩件数	65,924	60,643	61,312	58,923	56,596	85.9
出生数	64,762	59,731	60,520	58,059	55,765	86.1

分娩取扱医療機関数：厚生労働省 医療施設（静態・動態）調査

分娩件数及び出生数：厚生労働省 人口動態統計

4 結核病床の確保

【厚生労働省】

結核病床を確保するため、結核病床の運営に必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- 結核患者の減少及び入院治療の短期化により、結核病床の利用率が低下している。結核病床は空床利用が認められていないため、病床の運営が病院経営を圧迫しつつある。このため、結核病床を廃止する医療機関が出ており結核病床数は減少している。
- 本県においては、平成24年に20床、更に平成28年に20床減少しており、今後もさらなる結核病床の廃止が予想される。
- このまま減少していくと、結核患者の集団発生に対応できなくなることや、新型インフルエンザのパンデミック時など他の感染症の流行時に結核病床の活用ができなくなることが懸念される。
- 結核以外の感染症病床の空床は一般病床として利用可能であり、空床に対する運営費補助がある。したがって、結核病床についても同様の補助が認められるべきである。

○ 埼玉県における結核病床の利用状況

月	月末病床利用率
平成28年4月	29.2%
平成28年5月	37.1%
平成28年6月	39.7%
平成28年7月	42.4%
平成28年8月	34.4%
平成28年9月	33.8%
平成28年10月	35.8%
平成28年11月	31.8%
平成28年12月	25.2%

◆提案・要望の具体的内容

- 結核病床の運営が病院経営の圧迫にならないよう、空床に対する収入補助制度等、必要な財源を確保すること。

5 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方法の見直し

【厚生労働省】

新型インフルエンザ対策として国、都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、効率的な備蓄制度を確立し、資源と財政の無駄を省くこと。

◆現状・課題

- ・ 新型インフルエンザ対策として、国は、国民の45%に相当する抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を目標としている。
- ・ 平成28年1月28日に示された国の通知では、新たな備蓄目標として、国と全都道府県がそれぞれ2,325万人分備蓄することとされ、現行の備蓄にタミフルドライシロップ、イナビル、ラピアクタの3剤を加えた方針が示され、その方針に基づいた備蓄を進めている。

○新たな備蓄目標量（万人分）（平成28年1月28日の国通知による）

	タミフル		リレンザ	イナビル	ラピアクタ	計
	カプセル	ドライシロップ				
国	605	325	349	930	116	2,325
都道府県	605	325	349	930	116	2,325
流通備蓄	260	140	150	400	50	1,000
計	1,470	790	848	2,260	282	5,650

○本県の備蓄量（万人分）（平成29年5月末現在）

	タミフル カプセル	タミフル ドライシロップ	リレンザ	イナビル	ラピアクタ	計
埼玉県	76.0	18.49	29.92	1.27	6.6	132.28

- ・ しかし、備蓄のためには相当な財政負担が必要であり、本県でも、備蓄を開始した平成18年度からこれまでの間に累計の購入費が約40億8千万円に上っている。
- ・ 一方、備蓄薬は、業者との購入時の契約上、政府行動計画に基づかない放出はできないこととなっている。
- ・ このため、使用期限を経過した薬剤は、市場流通させずに焼却廃棄処分せざるを得ず、大きな資源及び財政の無駄が生じることとなる。

◆提案・要望の具体的内容

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、次のような方法を検討し、薬の有効利用及び財政負担軽減の点で、より効率的な備蓄制度を確立すること。

- ・ 最新の知見を踏まえ、更に流通備蓄を増やすなど効率的な備蓄方法を検討する
- ・ 完全な製品化をしない状態で業者が保管する
- ・ 廃棄ではなく医療従事者の予防投与用に活用する 等

6 子宮頸がん予防ワクチン接種への対応

【厚生労働省】

子宮頸がん予防ワクチン接種による副反応症例として報告されている広範な慢性疼痛や運動障害などについて、因果関係の解明等を早急に行うこと。

◆現状・課題

- ・ 子宮頸がん予防ワクチンの予防接種については、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛及び運動障害を訴える方が、多数報告されている。
- ・ このため、平成25年6月14日、厚生労働省は、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の議論を受けて、定期予防接種としての積極的な接種勧奨を中止した。
- ・ しかし、引き続き厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において検討が続けられているが、未だ因果関係は解明されていない。
- ・ 現在、接種希望者に対しては、有効性とリスクについて周知を図っているが、国民の健康と安全を守るため、ワクチン接種と副反応の因果関係の一刻も早い解明が求められている。
- ・ 本県でも、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会埼玉支部が設立され、支援について相談が寄せられている。

(1) 全国の副反応報告の状況

資料：第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（平成28年11月末現在）

医療機関等からの副反応報告	うち「重篤な症例」の報告
3,026件	1,675件

(2) 埼玉県内における副反応報告件数

(平成25年4月～29年3月、厚生労働省からフィードバックされたもののみ集計)

医療機関からの副反応報告	保護者からの発生した症状の報告	主な副反応
41件	18件	意識消失、発熱、痛み、しびれ、歩行障害、全身エリテマトーデス、全身の痛み、けいれん、震え

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応症例について十分な検証を行い、因果関係を解明するとともに、国民に対し速やかに分かりやすい情報提供を行うこと。
- ・ 子宮頸がん予防ワクチン接種との因果関係を否定できない健康被害に苦しんでいる方々に対して、早急に効果的な治療法を確立すること。
- ・ 子宮頸がん予防ワクチン接種と副反応の因果関係が明らかになった際には、速やかに国が責任を持って適切に補償すること。

7 医療保険制度の見直し

【内閣府、総務省、財務省、厚生労働省】

平成30年度からの新たな国民健康保険制度が円滑に運営できるよう、国は自らの責任において十分な制度周知を行うとともに、保険者の取組を促すインセンティブの仕組み等の財源確保や更なる制度の充実及び都道府県の資金需要に合った適切な資金交付に取り組むこと。

今後も高齢化などによる1人当たり医療費の増加に伴う保険税の上昇が見込まれることから、被保険者の負担を軽減する措置の拡充や必要な財源の確保を継続的に行うこと。

また、国保新制度に対応した新システム導入（改修）の支援等は、市町村の実情やニーズを踏まえたものにするとともに、その経費については国において確実に措置をすること。

将来的には、国の責任の下に、全ての医療保険制度における給付と負担の公平化を実現すること。

◆現状・課題

- 市町村国保の被保険者には、医療ニーズの高い低所得の高齢者や非正規就業者、無職者が多いといった構造的な問題が存在している。
- 資格取得・喪失による被保険者の異動が多いことから、制度の円滑な運営に向けた周知等は平成29年度だけでなく、平成30年度以降も取り組む必要がある。
- 保険者機能の強化を目指して、平成28年度から保険者努力支援制度が前倒しで実施されている。しかし、同制度は取組結果の評価のみであり、収納対策や特定健康診査受診率向上など成果が現れるまで時間を要する地道な取組が評価されないため、インセンティブとしては不十分である。
- 新たな国民健康保険制度の導入に当たり平成30年度から投入される公費1,700億円については、消費増税の再延期に伴い、平成28年12月に見直しが行われた。この公費投入は、保険者努力支援制度などの新たな制度を円滑に運営するためには不可欠な財源であり、その確実な確保が求められる。
- また、新制度においては、都道府県が市町村に対して医療給付費等の必要額を交付金として全額交付する仕組みであるため、制度を円滑に運営するためには、都道府県の資金需要にあった適切な資金交付が必要である。
- 国保財政については、構造的な問題もあり、その実情は地域によりさまざまである。各保険者は収支改善に向けて収納対策や医療費適正化に取り組んでいるが、都市部においては国保税の収納率が低い傾向にある。
- 国保会計の収支改善のためには保険税の引上げという選択肢もあるが、前述のような高齢者や無職者が多い状況では、被保険者に負担を求めることも限界がある。
- 一方、平成30年度から納付金制度が導入され、市町村で集めるべき保険税の算定方法が変更となる。変更による負担増は激変緩和により一定期間は軽減が図られるが、高額な薬剤の保険適用などによる保険税急増には対応していない。
- また、制度改革に伴い投入される公費は国保会計の収支改善には寄与するものの、今後の高齢化に伴う1人当たり医療費の増加への対策としては不十分である。
- 新制度に対応したシステムの導入（改修）については、自庁システムの更新などにあわせて実施されることが今後も見込まれるため、事務負担の軽減などにつながるシステム導入（改修）に向けた支援策については平成30年度以降も継続することが求められる。
- 国民健康保険の持続可能な運営の確保や構造的な問題の解決に向け、制度のあり方検討は医療保険制度間における公平に留意しつつ、継続して行う必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 平成30年度からの新たな国民健康保険制度が円滑に運営できるよう、制度の周知が図られるまでの間、国の責任において、被保険者をはじめ広く国民に制度改正の主旨、内容等の周知を行うこと。
- ・ 収納対策や医療費適正化などに取り組む保険者の取組結果を評価する保険者努力支援制度については、取組のプロセス評価などの仕組みを追加し、充実を図ること。
- ・ 所得水準の反映に伴う保険税の激変緩和に必要な財源については、地域の実情に合わせて傾斜配分で措置するとともに、不足が生じる場合については追加措置を行うこと。
- ・ 平成28年12月22日の社会保障制度改革推進本部決定を踏まえ、保険者努力支援制度等の円滑な実施に必要な財政措置については、国の責任において確実にを行うこと。
- ・ 平成30年度からの新たな国民健康保険制度の財政運営を円滑に行うため、都道府県への資金交付は資金需要を充足する時期・金額にあわせて実施すること。
- ・ 高齢化などによる1人当たり医療費の増加に伴う保険税の上昇については、激変緩和措置後も被保険者の負担を軽減する措置を国において講ずること。
- ・ 国保新制度に対応した新システム導入（改修）支援については、市町村の実情等を踏まえたものにするるとともに、今後の改修等については、市町村のニーズを踏まえ、事務の効率化や負担の軽減などに資するものとする。また、そのための経費については、全額国が負担すること。
- ・ 将来的には、国の責任の下に、被用者保険も含めて全ての医療保険制度を一元化すること。

8 後期高齢者医療制度の安定的な運営

【内閣府、総務省、財務省、厚生労働省】

後期高齢者の保険料軽減特例の段階的縮小については、国の責任の下、急激な制度変更とならないように十分な配慮を行うとともに、実施に当たっては後期高齢者医療制度に混乱が生じないように周知徹底すること。

◆現状・課題

- 後期高齢者医療制度は平成20年4月の開始時、制度の準備や周知不足などにより高齢者の理解を得ることができず批判が集中した。
- これに対応するため、国は低所得者の保険料軽減特例をはじめとして様々な改善策を打ち出し、現在では制度は十分に定着していると考えられている。
- こうした中、世代間・世代内での負担の公平性の観点から国は低所得者に対する保険料軽減特例を段階的に縮小することとし、平成28年12月22日に社会保障制度改革推進本部が決定した「今後の社会保障改革の実施について」で方針が示された。
- 所得割、元被扶養者に対する軽減特例は平成29年度から段階的に本則に戻すとされ、均等割軽減特例については、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとされた。さらに、元被扶養者に対する所得割については賦課開始時期を引き続き検討することとされている。
- 低所得者に配慮して今般は据置きとなったが、今後の均等割軽減特例の見直しに当たっては、国の責任の下、急激な制度変更にならないよう十分な配慮を行うとともに、高齢者に対し改正の趣旨を分かりやすく丁寧に説明することにより制度に混乱が生じないようにする必要がある。

均等割

本則	特例	対象者数（人）	割合（％）
7割軽減	9割軽減	142,977	18.3
	8.5割軽減	108,622	13.9

※ 対象者数は埼玉県後期高齢者医療広域連合の平成28年度確定賦課ベース、割合は被保険者数に占める対象者数の割合

◆提案・要望の具体的内容

- 保険料均等割軽減特例の見直しにより低所得者の保険料が引き上げられる。このため、国の責任の下、急激な制度変更とならないよう、生活実態に十分配慮した激変緩和策を講ずること。
- 制度開始時のような混乱が生じないよう、高齢者にも分かりやすく見直しの必要性や内容を広報し、周知徹底するなど丁寧な対応を行うこと。

■ 医師・看護師確保対策の推進

【文部科学省、厚生労働省】

県担当課：保健医療政策課、医療人材課

本県は人口10万人当たりの医師数が著しく少ないことに加え、地域偏在や診療科偏在などにより、医師不足問題が深刻化している。また、全国最速で高齢化が進行し、医療需要の急増が見込まれるため、医師確保は喫緊の課題である。

これらを解決するために、医学部新設は有効な手段であるが、国は宮城県と千葉県（成田市）に限り特例で認めただけであり、特例以外は認めていない。医師不足が顕著で今後も医療需要が増加する地域については、医学部新設の規制緩和が必要である。

1 医学部の新設

【文部科学省、厚生労働省】

医師数が著しく少ない地域については、医学部新設の対策を講じること。

◆現状・課題

- ・ 本県は人口10万人当たりの医師数が著しく少なく、医師不足問題が深刻化している。
- ・ また、全国最速で高齢化が進行し、医療需要の急増が見込まれるため、医師確保は喫緊の課題である。

○人口10万人当たり医師数 (平成26年12月31日現在)

	医師数		医師数
京都府	307.9人 (1位)	千葉県	182.9人 (45位)
東京都	304.5人 (2位)	茨城県	169.6人 (46位)
徳島県	303.3人 (3位)	埼玉県	152.8人 (47位)

○高齢者（75歳以上）人口の増加率 (単位：万人)

	2010年の人口	2025年の人口	増加率
埼玉県	58.9	117.7	+100% (1位)
千葉県	56.3	108.2	+92% (2位)
神奈川県	79.4	148.5	+87% (3位)
鹿児島県	25.4	29.5	+16% (45位)
島根県	11.9	13.7	+15% (46位)
山形県	18.1	20.7	+14% (47位)

○埼玉県の医療・介護ニーズの将来推計

入院患者数	2013年:35,811人/日 → 2035年:49,881人/日
在宅医療等の必要量	2013年:46,152人/日 → 2035年:82,372人/日

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 医師不足に対処するため、人口10万人当たりの医師数が著しく少なく、今後も医療需要が増加する地域については、医学部新設の対策を講じること。

2 看護師国家試験制度の見直し

【厚生労働省】

年1回実施されている看護師国家試験について、回数を増やし年2回実施すること。

◆現状・課題

- ・ 急激な超少子高齢化に伴う医療需要の増大により、看護人材の確保が喫緊の課題になっている。病院従事者のみならず、訪問看護等の需要の増大が見込まれている。
- ・ 本県における看護師養成施設卒業者は年々増加しており、看護の高度化・専門分化等に対応し得る資質の高い看護師の養成を目指す看護大学は10校設置されている。
- ・ 看護師国家試験は、9月修了の養成校があった時代は年2回であったが、平成2年から年1回となり、現在、受験機会は年1回である。
- ・ 本県では、受験者全体の合格率はこの3年間平均で約88%であるが、そのうち既卒者だけをみると約38%と大きく下回っている。
- ・ 国家試験不合格者は、1年に複数回の受験機会があれば、モチベーションを下げることなく次回の受験に備えることができ、卒業後期間を開けずに資格を取得できる者が増え、看護師の量的確保に結びつく。受験機会を増やすことにより、人材不足を解消する必要がある。

○ 看護師国家試験合否状況（過去3年分）

上段：全国
下段：埼玉県

回数 実施年度	総数(人)				新卒(人)				既卒(人)			
	受験者数	合格者数	不合格者数	合格率	受験者数	合格者数	不合格者数	合格率	受験者数	合格者数	不合格者数	合格率
第106回 H28年度	62,534	55,367	7,167	88.5%	56,381	53,177	3,204	94.3%	6,153	2,190	3,963	35.6%
	2,982	2,603	379	87.3%	2,655	2,487	168	93.7%	327	116	211	35.5%
第105回 H27年度	62,154	55,585	6,569	89.4%	56,414	53,547	2,867	94.9%	5,740	2,038	3,702	35.5%
	2,985	2,643	342	88.5%	2,674	2,529	145	94.6%	311	114	197	36.7%
第104回 H26年度	60,947	54,871	6,076	90.0%	55,015	52,547	2,468	95.5%	5,932	2,324	3,608	39.2%
	2,874	2,553	321	88.8%	2,580	2,434	146	94.3%	294	119	175	40.5%

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 看護師国家試験を春と秋の年2回実施とし、受験機会を拡大すること。

■防犯対策の推進と捜査活動の強化

【警察庁】

県担当課：装備課、警備課

本県の刑法犯認知件数は、平成16年をピークに12年連続で減少した。県警察における犯罪の抑止・検挙活動や県民主体の自主防犯活動団体によるパトロール等により一定の成果を上げたものの、平成28年の件数は全国ワースト4位であるなど高水準で発生しており、治安情勢は依然として厳しい。治安の回復傾向を定着させ、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、警察活動を支える体制の強化が必要である。

1 警察用車両の増強

【警察庁】

警察活動の機動力を確保し、多種多様な警察事象に迅速・的確に対応するため、車両を増強すること。

◆現状・課題

- ・ 本県で保有する国費車両（四輪）は1,340台で、同規模府県と比較すると少ない現状にある。
- ・ 平成28年度補正予算において、本県に対し車両10台の増強があり、平成29年度に配分される予定であるが、平成29年度当初予算においては増強がなく、依然として各種犯罪の抑止と警察活動における機動力確保に必要な車両が不足する現状となっている。また、平成29年度中に直轄警察犬の犬舎が完成予定であり、平成30年度から訓練等を開始予定であることから、新たに警察犬搬送用車両の導入が必要である。

○ 警察用車両（四輪車）の増強状況（年度別）

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
無線警ら車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小型警ら車	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
捜査用車	126	0	8	0	0	1	0	0	0	135
特殊車両等	14	1	0	5	12	9	2	2	10	55
計	147	1	8	5	12	10	2	2	10	197

※ 平成29年度の増強は、平成28年度補正予算による児童虐待保護対策車5台、サイバー犯罪取締対策車5台の予定。

※ 平成21年度の147台のうち、捜査用車等126台は、耐用年数が経過しても更新車両の導入はないものの。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 県民の安全な生活を脅かし、複雑多様化する警察事象に迅速・的確に対応するため、警察官の定員を踏まえた車両を増強すること。

2 テロ未然防止のための広報啓発活動等の推進及び基盤の強化

【警察庁】

国民のテロに対する危機意識や警戒心を高めることが、不審物件の発見などテロの未然防止に力を発揮するため、国は民間事業者や国民に対しテロ未然防止の広報啓発活動を行うこと。

また、地方自治体で実施しているテロ未然防止の広報啓発活動に対して、必要な財政支援を行うこと。

さらに、警戒警備関連資機材及びテロ対処部隊装備資機材の整備を行い、効果的なテロ対策を推進すること。

◆現状・課題

- 近年、ISIL（いわゆる「イスラム国」）によるテロ等によって、多くの一般市民が犠牲となり、また、日本もテロの標的と名指しされるなど、テロの脅威が現実化している。

これらの脅威は、国際的に最高度の注目を集めるラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い一層増大するものとみられる。

○ 最近の主なテロ事件

発生国・都市	発生場所	発生年月	死者数
ベルギー・ブリュッセル	空港、地下鉄駅	平成28年3月	32人
アメリカ・フロリダ	ナイトクラブ	平成28年6月	49人
トルコ・イスタンブール	空港	平成28年6月	44人
バングラデシュ・ダッカ	レストラン	平成28年7月	20人
フランス・ニース	路上（花火大会）	平成28年7月	84人
ドイツ・ベルリン	路上（クリスマス・マーケット）	平成28年12月	12人
トルコ・イスタンブール	ナイトクラブ	平成29年1月	39人
イギリス・ロンドン	路上（観光地）	平成29年3月	5人
ロシア・サンクトペテルブルグ	地下鉄車内	平成29年4月	14人
スウェーデン・ストックホルム	路上（歩行者天国）	平成29年4月	4人

- テロにつながる可能性のある不審者や不審物件の発見は、警察だけでこれを成し得ることはできない。テロの標的又はテロに利用されるおそれのある事業者のみならず、県民一人ひとりの警戒意識を向上させ、警察への通報等の協力を得られる社会を作り上げることが課題となっている。

◆提案・要望の具体的内容

- 国の主導により、テロ未然防止につながる大規模広報啓発活動（ポスター掲示、チラシ配布、関連イベント開催等）を展開し、民間事業者や国民の意識啓発を図ること。
- テロ未然防止のために地方自治体が独自に行う広報啓発活動に対して、必要となる財政支援を行うこと。
- 競技場や主要駅、商業施設等、いわゆるソフトターゲットへの対策を強化するため、仮設監視カメラなどの警戒警備関連資機材の整備を行うこと。また、テロ発生時において迅速的確に対処するため、テロ対処部隊装備資機材（銃器、爆発物、NBC対策等）の整備を行うこと。

◆参考

○2020オリンピック・パラリンピック／ラグビーワールドカップ2019 テロ対策「彩の国」ネットワーク（平成27年11月設立）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019を見据えて、民間事業者等と埼玉県警察・埼玉県等の行政機関が連携し、テロの未然防止や発生時の協働対処体制を構築し、効果的なテロ対策を推進する。

交通安全対策の推進

【内閣府、警察庁、国土交通省】

県担当課： 防犯・交通安全課、道路環境課
交通規制課

本県における平成28年中の交通事故死者数は151人と、前年よりも26人の減少となった。しかし、高齢者などの歩行者、自転車及び交差点関連事故が依然として多く、憂慮すべき状況にあり、事故実態を踏まえた交通安全施設等の整備の推進が課題となっている。

安全で快適な道路交通環境を実現し、交通事故の根絶及び交通安全施設の充実を図るため、「県民が安全・安心して利用できる道路交通環境づくり」を強力に推進する必要がある。

1 交通安全施設等の整備

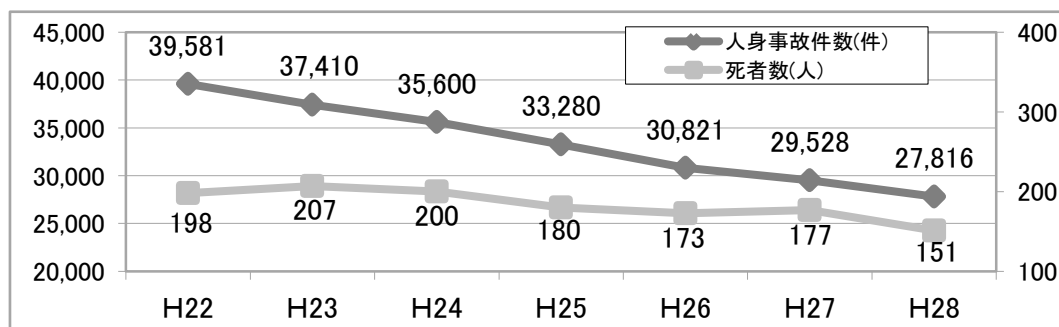
【警察庁、国土交通省】

交通事故防止を図り、特に歩行者、自転車にやさしい安全な道づくりが求められていることから、交差点の改良、通学路における歩道整備、自転車通行環境の整備、道路照明灯、信号機、道路標識及び道路標示など、交通安全施設等の整備に必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- 本県の人身交通事故は、平成22年をピークに減少傾向にあるが、平成28年の交通事故死者数は、全国ワースト7位と高水準であり、交通情勢は依然として厳しい状況である。
- 交通事故の特徴として、交通事故死者数のうち高齢者の割合が、全体の57.0%（前年比+11.2ポイント）を占めており、その中でも歩行中及び自転車乗用中の死亡事故の割合が約76%と高くなっている。

○埼玉県の交通事故の状況



◆提案・要望の具体的内容

- 交通死亡事故の約6割が、交差点及び交差点付近で発生していることから、交通事故の削減や交通渋滞の緩和を図るため、交差点の整備、信号機の設置、改良及び横断歩道の整備を進めること。
- 「ゾーン30」における生活道路30km/hの区域規制や良好な自転車交通秩序の実現に向けた自転車の通行環境整備等の重要施策を強力に推進すること。
- 県管理道路の歩道設置率は通学路で82.4%、全体でも72.5%であり、いまだ約3割の県管理道路に歩道が整備されていない状況であることから、児童等の安全確保を図るため、歩道の整備を進めること。
- 安全で快適な道路交通環境を確保するため、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示の整備を進めること。

2 スマートフォン等の使用に関する対策の強化 【新規】

【内閣府、警察庁】

スマートフォン等の使用に関するいわゆる「歩きスマホ」や「ながらスマホ」について、歩行中を含めた交通ルールやマナーの遵守による交通事故防止等のための広報活動を強化するとともに、車両運転中の「ながらスマホ」に対する取締りの強化など必要な措置を講じること。

◆現状・課題

- ・ 近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、車両運転中のスマートフォン等の操作・通話・画像の注視といった「ながらスマホ」行為が見受けられ、こうした行為が原因で交通死亡事故等が発生している。
- ・ また、「歩きスマホ」は視界が極端に狭くなり、周囲の音が認識しづらくなるため、駅ホームからの転落や歩行者との接触等の事故につながるなど、極めて危険な行為である。
- ・ しかし、「歩きスマホ」や「ながらスマホ」の危険性の認識が十分ではなく、スマートフォン使用が原因となる事故・事件が後を絶たない。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ スマートフォン等の使用は注意力が散漫になるなど、交通事故等に直結する大変危険な行為であることから、歩行中を含めた交通ルールやマナーの遵守による交通事故防止等のため、電気通信事業者との連携などにより、広報活動を強化すること。
- ・ 車両運転中の「ながらスマホ」防止を徹底するため、取締りの強化や交通安全教育の拡充を図ること。

■消費者被害の防止

【内閣府、消費者庁、経済産業省】

県担当課：消費生活課

インターネットの普及やサービスの多様化などの社会変化に伴い、消費者トラブルの内容は複雑かつ多様化している。本県では、全ての市町村で週4日以上消費生活相談窓口が整うなど、消費者行政は着実に進展している。

しかし、悪質商法等に関する消費者被害の相談は県内で約5万件と依然として多く、従来から取り組んでいる相談体制の充実や消費者への啓発など、より一層、計画的に推進していく必要がある。

1 地方消費者行政の充実強化のための財源確保 【新規】

【内閣府、消費者庁】

計画的な消費者行政を推進するため、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

◆現状・課題

- ・ 本県では現在、単独で窓口を設置する方式のほか、複数市町村が窓口を相互に利用をする方式を含め、県内63市町村の全てにおいて週4日以上消費生活相談窓口が整備されるなど、消費者行政は着実に進展している。
- ・ その財源として、従来、地方消費者行政活性化基金を活用してきたが、平成27年2月の消費者庁長官通知により、地方消費者行政推進交付金による財政支援に切り替わった。
- ・ 地方消費者行政推進交付金の活用事業は、事業ごとに終期があらかじめ設定されているとともに、新たな事業に取り組むことができるのは、平成29年度までに開始した事業に限られている。
- ・ 財源措置が途切れることで、市町村の消費生活相談窓口等の事業継続が不安定となることも予想される。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 高齢者の消費者被害防止のための見守り体制の促進、自立した消費者を育成するための消費者教育の推進、市町村の相談窓口の強化など、計画的に消費者行政を推進するために必要な財源を当面の間、継続的・安定的に確保すること。

2 インターネット広告による消費者トラブルの防止対策 【新規】

【内閣府、消費者庁、経済産業省】

事業者がインターネット広告により消費者を誘引し、相談の電話をかけさせる行為については、消費者保護の観点から、電話勧誘販売の消費者保護規定の適用を受けられるようにすること。

◆現状・課題

- ・ アダルトサイトのワンクリック請求等不当な請求を巡るトラブルに巻き込まれた消費者が、解決のための情報を得る目的でインターネット検索することが一般的になっている。
- ・ 近年、検索連動型広告の技術により、消費者が情報検索をすると適時に事業者の広告サイトが表示されるようになってきている。こうしたサイトの中には「無料相談」を謳い、相談を目的とした電話を促す表示をするものが多数ある。
- ・ 無料相談のつもりで電話をかけたところ、不意打ち的に有料役務提供契約の勧誘をされ、冷静な判断を欠いたまま不要な契約をした消費者が、後刻、契約の取消を申し出ると、契約書に基づき高額な解約金を請求されるという事例が年々増加している。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
上記事例に係る消費生活相談件数	43件	261件	369件	441件

- ・ インターネット検索の結果から消費者をサイト広告に誘導し、消費者から事業者に電話をかけさせる行為が特定商取引法施行令第2条第1項の「電磁的方法」に該当するのかこれまで明示されていない。
- ・ 「電磁的方法」に該当しない場合は、クーリング・オフなどの消費者保護規定が適用される「電話勧誘販売」として扱われず、「通信販売」扱いになる。しかも、相談の電話は「役務」に当たるため、通信販売における契約の解除規定も適用されない。
- ・ トラブルに直面し冷静な判断ができない状態に陥っている消費者が、不意打ち的・狙い撃ち的に勧誘されて発生する消費者被害であるにも関わらず、法律上の救済措置を受けられないことにならないよう、有効な消費者保護規定の適用が求められる。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ インターネット検索の結果から消費者をサイト広告に誘導し、消費者から事業者に電話をかけさせる行為が特定商取引法施行令第2条第1項の「電磁的方法」に該当するのか解釈を明示すること。
- ・ 「電磁的方法」に該当すると解釈できない場合は、消費者保護の観点から当該行為を同項に規定すること。

◆参考

○特定商取引法 第2条第3項

(中略)「電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけ又は政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘により、その相手方(以下「電話勧誘顧客」という。)から当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該売買契約を郵便等により締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は電話勧誘顧客から当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供をいう。

○特定商取引法施行令 第2条第1項

電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、又はビラ若しくはパンフレットを配布して、当該売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを要請すること。

■安全な水の安定供給と健全な水循環の推進

【財務省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、国土交通省】

県担当課：土地水政策課、生活衛生課、
河川砂防課、水道企画課、水道管理課

八ッ場ダム等の水資源開発施設は安定的な水資源を確保するための重要な施設である。また、水道事業は給水人口や水道料金収入が頭打ちとなる中で、将来、施設の耐震化や老朽化による更新に多額の費用が見込まれる。

このため、将来にわたり安全な水を安定的に供給していくには、建設中のダム等水資源開発施設の早期完成と県負担の軽減、水道施設更新費用の財源確保や、雨水・再生水の利用の推進が必要である。

1 ダム等水資源開発施設の早期完成

【国土交通省】

建設中のダム等水資源開発施設について早期の完成を図ること。

◆現状・課題

- ・ 本県が取得している水利権のうち約3割は八ッ場ダム等水資源開発施設への参画を前提とした暫定水利権である。
- ・ 暫定水利権は、渇水時には安定水利権よりも厳しい取水制限が行われることから、暫定水利権の安定化が水道水の安定供給には不可欠である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 暫定水利権を早期に安定化するため、建設中の水資源開発施設の早期完成が必要であり、八ッ場ダムを含めた水資源開発施設の整備を進めること。

2 ダム等水資源開発施設建設事業費の負担軽減

【財務省、厚生労働省、国土交通省】

ダム等水資源開発施設建設に係る事業費の増加等による負担額の増加を行わないこと。また、事業費の減額が図られるよう徹底したコスト縮減などにより負担の軽減を行うこと。

◆現状・課題

- ・ ダム等水資源開発施設建設事業費は、検証に伴う工事中断による工期の延長や事業内容の見直しにより増加傾向にあり、県財政を圧迫している。
- ・ 平成28年12月に、八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更（事業費増額）が行われた。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 今後、新たな負担額の増加を行わないこと。
- ・ 水資源開発施設に係る国庫補助金について、要望額に対して不足が生じないよう予算措置を講じること。

- ・ 工事の執行段階において入札制度の改善や新工法の採用などの徹底したコスト縮減により事業費減額を図ること。
- ・ 国と県の負担割合の見直しを行うことなどにより、負担の軽減を行うこと。
- ・ 各事業におけるコスト管理等に関する連絡協議会について、規約通り毎年度定期的に開催し、コスト縮減等に関する情報提供を適切に行うこと。

3 水源地域整備事業の推進

【財務省、国土交通省】

水源地域整備計画に位置付けられた事業の推進に必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 事業計画策定時に予定していた国庫補助制度や地方交付税措置の改廃により、下流受益者の負担増を招いているため、国による財源確保が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 水源地域整備事業を円滑に推進するために、水源地域整備計画に位置付けられた各種国庫補助等については、確実に予算措置を講じること。
- ・ 今後、国庫補助等を見直す場合は、下流受益者の負担増を招くことがないように、国において財政措置を講じること。

4 老朽水道施設に対する財政支援の拡充

【厚生労働省】

今後大幅に事業費の増加が見込まれる老朽水道施設の更新事業に対する財政支援の拡充を図ること。

◆現状・課題

- ・ 水道事業は、給水システムの中核である水道施設の老朽化が進行し、その更新に必要な費用は増加している。しかし、水道事業の給水収益は減少傾向であり、財源の確保は重要な課題である。
- ・ 老朽化した施設の更新が遅れることで、事故や故障が発生する可能性は大きくなり、ひとたび給水停止が発生すれば、県民生活に重大な影響を与えることになる。そのため、計画的な施設更新を可能とする財政支援制度の創設又は拡充が必要である。
- ・ また、地方公共団体等の水道事業の耐震化の取組や老朽化対策、広域化のための取組を支援する生活基盤耐震化等交付金について、財源の確保などによる支援の拡充が必要である。

○埼玉県の場合（平成26年度）

- ・ 経年化設備率 49.1%（全国平均 43.9%）
- ・ 石綿セメント管残存率 1.9%（全国平均 0.8%）

○現行制度の概要

生活基盤施設耐震化等交付金／水道施設等耐震化事業

（交付対象：耐震化を目的とした水道施設の更新（交付率1/2、1/3、1/4））

- ・老朽設備の更新は対象外
- ・平成28年度より、「水道管路緊急改善事業」が創設され、石綿セメント管の更新も対象となったが、採択基準が厳しく、埼玉県内で基準を満たす事業者は少ない。

◆提案・要望の具体的内容

- ・『水道施設等耐震化事業』のメニューに「老朽設備更新事業」を創設すること。
- ・「水道管路緊急改善事業」の採択基準を緩和すること。
- ・生活基盤耐震化等交付金について、要望額に対して不足が生じないよう予算措置を講じること。

5 雨水・再生水利用の推進

【国土交通省】

水の有効利用を促進するため、雨水・再生水利用施設の普及に向けた財政支援の拡充を図ること。

◆現状・課題

- ・水の有効利用を促進し、渇水に強い社会を構築するための方策として、ダム等の水資源開発施設の活用のほかに日常生活における節水や雨水・再生水の有効利用がある。
- ・平成26年には雨水の利用の推進に関する法律等が施行されたが、雨水・再生水利用施設の普及に対する助成・支援制度の充実強化が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・雨水・再生水利用施設の設置に係る補助制度の創設等、財政支援を拡充すること。

6 水源地域の保全 【新規】

【農林水産省、林野庁、国土交通省】

水源地域の保全のため、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法整備を行うこと。

◆現状・課題

- ・水源地域の保全は、水の供給源としての水源地域の機能を維持するために大変重要である。しかし、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法整備はされていない。
- ・外国資本等による土地取引は、水源を涵養する森林の機能が十分発揮されないような維持管理や水源が損なわれるような用途への転用などの支障が生じるおそれがある。
- ・本県では平成24年に埼玉県水源地域保全条例を施行し、土地取引の状況の把握に努めており、現在までに外国資本等による土地所有は確認されていない。しかし、全国的には、居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者による森林買収の事例が平成27年で12件確認されているなど、将来にわたる水源地域の保全に対する懸念が高まっている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法整備を行うこと。
- ・法整備に当たっては、水源地域の保全に取り組んでいる地方の意見を反映すること。

■生活の安心支援

【厚生労働省】

県担当課：社会福祉課

所得格差が年々広がる中で、格差の固定化や格差が次世代に引き継がれる「貧困の連鎖」が懸念されている。

生活保護受給者はリーマンショックによる景気悪化の影響等から平成21年度以降急増した。このため、生活保護受給者に対する自立支援施策の強化など生活保護制度を実効性のある制度とするための見直しが必要である。

さらに、平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法が第二のセーフティネットとして機能するためには各自治体が自立支援事業を積極的に推進していく必要がある。

1 生活保護制度の改善

【厚生労働省】

生活保護制度については、実効性のある制度とするため、実務を担う地方の意見を十分に踏まえて見直しを行うこと。

特に、生活保護基準については、社会経済情勢や地域の消費動向などを十分に勘案した適切なものとするとともに、貧困の連鎖を防止する観点から、子供がいる世帯に十分配慮したものとすること。

また、近年マスコミでも取り上げられている無料低額宿泊所の適正な運営を確保するため、法令による規制を強化すること。

これに加え、入国を認めた外国人が生活に困窮した場合には、生活保護の準用ではなく、国において対応すること。

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に入居する生活保護受給者の実施責任については、入居前の保護の実施機関が引き続き実施責任を負うものとする。

救護施設における介護職員など直接処遇職員の配置基準を見直すとともに、配置基準に見合った施設事務費の引上げを行うこと。

◆現状・課題

(1) 生活保護制度の見直しについて

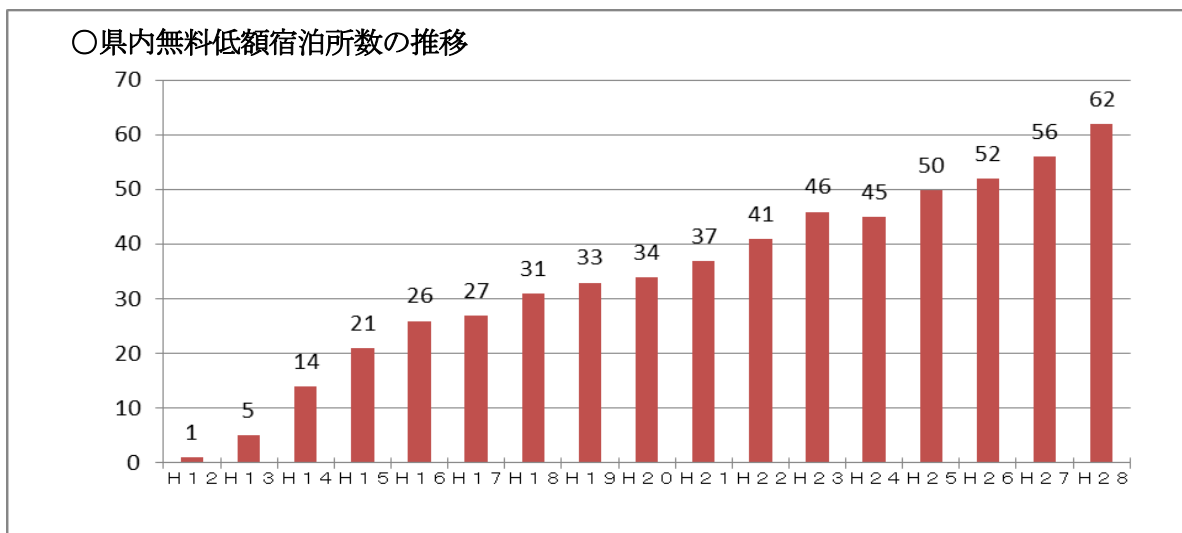
- ・ 国は、国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、生活保護法の一部改正を行い、平成26年7月から施行された。
- ・ 改正後の生活保護法には、施行後5年を目途とした見直し規定がある。
- ・ また、平成27年の経済財政運営と改革の基本方針において、平成29年度の生活保護基準の検証に合わせ、制度全般について予断なく検討し、必要な見直しを行うこととされている。
- ・ これらにより、生活保護制度については、平成29年度にかけて見直しを検討し、早ければ平成30年度から見直しが実施される予定である。

(2) 生活保護基準の見直しについて

- ・ 国は、生活扶助基準の見直しを行い、平成25年8月から平成27年度までの3年間で段階的に生活扶助を引き下げたが、特に子供がいる世帯の下げ幅が大きかった。
- ・ また、平成27年7月から住宅扶助、平成27年11月から冬季加算の見直しも行われた。
- ・ 今後、生活保護基準については、平成29年度に検証を行い、平成30年度から見直しが実施される予定であり、国の社会保障審議会生活保護基準部会では平成29年度の検証に向けて、既に平成28年度から審議が始まっている。

(3) 無料低額宿泊所に係る法整備について

- ・ 無料低額宿泊所は県内に62施設（定員約2,900人）あり、年々増加している。
- ・ 現行法令（社会福祉法）では無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準の規定がない。また、事後の届出制であるため、経営状況などの事業者の適格性を事前にチェックすることができない。
- ・ 経営主体の制限がなく、個人、法人を問わず誰でも開設することができる。
- ・ 社会福祉法の改善命令の規定が適用されない。
- ・ 本県では独自に条例及びガイドラインを定めて指導しているが、十分な規制とは言えない。



(4) 外国人に対する生活保護の準用について

- ・ 本県の外国人に対する生活保護の現状は、この5年間で受給者が約3,000人から約3,200人と大きく増加している。
- ・ 外国人については、昭和29年の厚生省社会局長通知により、日本国民に準じて生活保護を行うこととされている。
- ・ しかし、当該通知後、60年以上を経過し、外国人の生活保護受給者が増加する中で、地方自治体の負担が重くなっており、外国人に対する生活保護の準用を抜本的に見直す必要がある。

(5) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の実施責任の見直しについて

- ・ 国が定めた保護の実施要領では、被保護者が管外の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下「有料老人ホーム等」という。）に入居した場合、当該有料老人ホーム等が居住地となり、保護の実施責任は、有料老人ホーム等が所在する保護の実施機関へ移ることになる。
- ・ 有料老人ホーム等は年々増加しており、管外からの転入により、これらが立地する保護の実施機関の負担が増えてしまう。
- ・ そのため、本県では介護保険法上の住所地特例の対象となった又は地域密着型特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等に被保護者が入居した場合、その者の入居期間中は入居前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととし、負担の平準化を図っている。
- ・ この取扱いは本県独自のものであるため、県外から転入した被保護者の実施責任は、有料老人ホーム等が所在する保護の実施機関へ移ることになる。

(6) 救護施設の事務費支弁基準の引上げについて

- ・ 救護施設では、入所者の高齢化、障害の重度化が深刻な問題となっている。
- ・ 県内に救護施設は2施設あり249人が入所しているが、入所者の平均年齢は67.0歳と高齢化し、全部介助を必要とする者は37人、一部介助を必要とする者は194人となっている。

- ・ 現行の施設事務費支弁基準額では、十分に職員が配置できず一人当たりの介助負担が増大し、入所者に対する適切な処遇に支障をきたすおそれがある。

施設定員101~110人	救護施設	障害児入所施設
一般事務費(月単価)	131,800円	147,170円

※ 平成28年度事務費支弁基準額。救護施設は人事院勧告分を反映

○ 救護施設について

生活保護法第38条に基づく保護施設の一つであり、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を受け入れ、生活扶助を行う施設。

◆提案・要望の具体的内容

(1) 生活保護制度の見直しについて

- ・ 国は、平成29年度に生活保護制度全般について検討し、必要な見直しを実施するとしているが、実効性のある制度とするため、生活保護の実務を担う地方の意見を十分に踏まえて見直しを行うこと。

(2) 生活保護基準の見直しについて

- ・ 国は、平成29年度に生活保護基準の検証を行い、平成30年度から見直しを実施するとしているが、社会経済情勢や地域の消費動向などを十分に勘案した適切なものとするとともに、貧困の連鎖を防止する観点から、子供がいる世帯に十分配慮したものとすること。

(3) 無料低額宿泊所に係る法整備について

- ・ 無料低額宿泊所の適正な運営を確保するため、施設の設備・運営に関する基準を整備すること。
- ・ また、事前の許可制とするとともに、事業者の財務資料の公表により、経理の透明性を確保すること。
- ・ 個人による経営実態の隠蔽を防ぐため、実施主体を法人に制限すること。
- ・ 指導の実効性を担保するため、他の社会福祉施設と同様に改善命令を適用すること。

(4) 外国人に対する生活保護の準用について

- ・ 入国を認めた外国人が生活に困窮した場合には、生活保護の準用ではなく、国において対応すること。

(5) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の実施責任の見直しについて

- ・ 被保護者が、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に入居した場合、特別養護老人ホーム入所の例と同じく、入居前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこと。

(6) 救護施設の事務費支弁基準の引上げについて

- ・ 直接処遇職員の配置基準を見直すとともに、配置基準に見合った施設事務費の引上げを行うこと。

2 生活保護受給者の自立支援の推進と財源の確保

【厚生労働省】

就労支援及び住宅支援は、生活保護受給者の自立支援にとって極めて重要なことであることから、必要な財源については国が責任をもって確保し、各自治体が積極的に事業に取り組めるよう国庫補助率を引き上げること。

◆現状・課題

- ・ 福祉事務所のケースワーカーは、増加する生活保護受給者の援助・指導に追われ、きめ細かな自立支援に手が回らない状況にある。
- ・ 本県の生活保護受給者の自立支援の取組は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金（以下、基金という。）を活用し、就労支援及び住宅確保に関する専門性を持った支援員を配置して以下の事業を実施してきた。
- ・ 平成27年度から国の補助制度が変わり、当該事業は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象となり、国庫補助率が10分の10から就労支援は3分の2、住宅支援は4分の3にそれぞれ引き下げられた。
- ・ 生活保護受給者の自立支援は、生活保護法の目的の一つであり、各自治体が継続的に取り組む事業の財源は、国において責任をもって確保する必要がある。

○生活保護受給者チャレンジ支援事業

(1) 就労支援について

- ・ 県内の生活保護世帯は、平成29年1月現在73,252世帯であり、リーマンショック前の平成20年9月と比較すると約2倍に増加している。
- ・ 生活保護世帯のうち、就労可能と考えられる「その他世帯」は13,824世帯であり、平成20年9月と比較すると約3倍に増加している。
- ・ 本県の有効求人倍率は改善が進んでいるが、特筆すべき技術や職歴がない者が再就職先を見つけることは容易ではない。
- ・ 本県では、平成22年9月から全県（さいたま市を除く。）の生活保護受給者を対象に職業訓練支援員を配置し、職業訓練の受講から就職までマンツーマンで一貫した支援を行ってきた。
- ・ 平成27年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は40市中9市にとどまっている。

(2) 住宅支援について

- ・ 県内には、平成29年4月1日現在無料低額宿泊所が62施設（定員約2,900人）存在している。
- ・ 本県では、平成22年9月から全県（さいたま市を除く。）の生活保護受給者を対象に住宅ソーシャルワーカーを配置し、無料低額宿泊所入所者の年齢、障害の有無、生活能力に応じて、民間アパート等への転居支援を行ってきた。
- ・ 平成27年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は40市中7市にとどまっている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 各自治体を実施する生活保護受給者に対する自立支援に必要な財源については、国が責任をもって確保し、各自治体が積極的に事業に取り組めるよう国庫補助率を引き上げること。
- ・ 少なくとも生活保護法の国庫負担割合と同様に国庫補助率を4分の3とすること。

3 生活困窮者の自立支援の推進と財源の確保

【厚生労働省】

生活困窮者自立支援法に係る自治体の取組を後押しするために、同法の各事業の国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。

◆現状・課題

- ・ 生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行された。
- ・ 法の目的である生活困窮者の自立を促進するためには、実施主体である自治体が自立支援施策を積極的に推進していくことが必要である。
- ・ さらに、必須事業だけでなく任意事業についても各自治体が創意工夫して実施することで、自立支援の効果が上がることが期待される。
- ・ しかし、任意事業の国庫補助率は、就労準備支援事業3分の2、一時生活支援事業3分の2、家計相談支援事業2分の1と低い上、国庫補助の上限である基準額が設定されている。
- ・ 各自治体の財政状況は厳しく、任意事業は国庫補助率及び基準額が低いため実施できない自治体の方が多い。
- ・ 具体的には就労準備支援事業は40市中12市、一時生活支援事業は40市中4市、家計相談支援事業は40市中12市の実施にとどまっている状況にある。

■危機管理・防災体制の強化

【内閣官房、内閣府、総務省、消防庁、法務省、財務省
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

県担当課：土地水政策課、学事課、危機管理課、消防防災課
化学保安課、医療整備課、農村整備課、畜産安全課
建築安全課、教育局財務課、下水道事業課

首都直下地震は今後30年の発生確率が70%程度であると言われている。東日本大震災の教訓を踏まえ、災害による被害を減らすため、平時から広域災害などへの対応力を強化し、危機に強い地域づくりを推進している。

また、公共施設の耐震化・長寿命化対策を計画的かつ総合的に推進し、災害に強い県づくりに積極的に取り組む必要がある。

1 大規模地震対策の強化

【内閣府、国土交通省】

東日本大震災による教訓を踏まえ、近い将来発生が予想される首都直下地震の減災目標達成のためのムーブメントを起こすとともに、その必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- 国において、首都直下地震対策特別措置法に基づく、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の見直しが平成27年3月に閣議決定された。計画では、首都直下地震による想定死者数約2万3千人、建築物の想定全壊・焼失棟数約61万棟をともに半減させることを減災目標としている。
- この計画では、住宅等の耐震化や家具の固定などの住民が取り組むことを求める自助や、住民による自主防災組織の結成を求める共助が含まれている。
- 住宅等の耐震化について、平成25年の全国の耐震化率は82%となっている。「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、平成32年に全国の耐震化率を95%とする目標が示され、その達成に向け取り組んでいる。
- 家具の固定について、計画では現状40%を10年後に65%まで高めるとしている。防災意識が高い静岡県でも家具固定率を40%から65%に高めるのに20年以上を要しており、相当困難な目標である。
- 減災目標を達成するためには、国と地方自治体が一体となった取組が必要である。

○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月閣議決定）

- 今後10年間で達成すべき減災目標
 - 死者数 約2万3千人からおおむね半減
 - 建築物全壊・焼失棟数 約61万棟からおおむね半減
- 主な施策の具体目標
 - 住宅等の耐震化率 95% (H32) 【全国】
 - 家具の固定率 65% (H36) 【全国】
 - 密集市街地の感震ブレイカー等設置率 25% (H36)
 - 自主防災組織による活動カバー率 100% (H36) 【1都3県】

◆提案・要望の具体的内容

- 国においても、住民自らが行う住宅等の耐震化、家具の固定、水・食料の備蓄などの自助の取組や地域で支えあう共助の取組を促進するムーブメントを起こす施策を地方自治体と連携して生み出すとともに、首都直下地震の減災目標達成に必要な財源を確保すること。

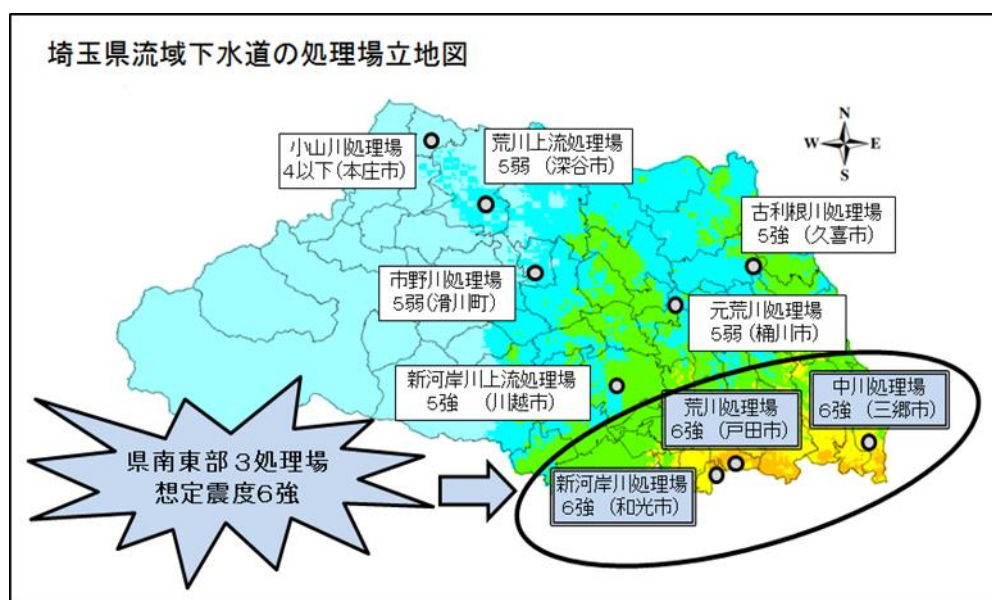
2 下水道施設の耐震化・長寿命化の推進

【国土交通省】

県民の安心・安全の確保に向け、老朽化した下水道施設の耐震化や更新などを推進するため、必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 本県では、8つの流域下水道で約535万人の下水処理を担っており、大規模地震で流域下水道施設が被災した場合は県民生活に与える影響は甚大である。
- ・ 特に、今後30年以内の発生確率が70%以上といわれている東京湾北部地震では、震度6強と予想される県南東部地域に約481万人もの下水処理を担っている3つの処理場が立地しているため、重要施設の耐震化やバックアップ対策等が急がれる。
- ・ さらに、施設の老朽化も進行し、耐用年数が比較的短い機械・電気設備は既に本格的な更新期を迎えるとともに、管渠や土木・建築施設も徐々に更新期を迎えるため、新たなストックマネジメント計画による老朽化対策を着実に進めていく必要がある。



○想定震度6強エリアの処理場

名称	場所	処理市町	下水処理人口	処理人口合計
荒川処理場	戸田市	5市	約187万人	約481万人
新河岸川処理場	和光市	13市町	約161万人	
中川処理場	三郷市	15市町	約133万人	

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 近年、全国的に大規模地震が発生し、老朽化した施設も増加傾向にある。このため、耐震対策を早急に進めるとともに老朽化対策を着実に進める必要があり、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）についての必要な財源を確保すること。

3 土地改良施設等の耐震化・長寿命化の推進

【農林水産省】

ため池や排水機場などの農業水利施設の他、農道橋、農業集落排水施設などの耐震化・長寿命化による防災減災機能の強化を推進するため、施設の計画的な更新や修繕に必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 土地改良施設等は食糧生産に不可欠なインフラであるとともに、県土の防災・減災に重要な役割を果たしていることから、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮を図る必要がある。
- ・ 施設の多くは戦後の食糧増産の時代や高度経済成長期に整備され老朽化が進んでおり、突発事故の増加や施設機能の低下だけでなく、災害に対する安全率の低下も懸念されている。
- ・ 国は平成26年に「国土強靱化基本計画」、「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、戦略的な保全管理の推進を求めており、県も積極的に対策を実施していく。
- ・ 国の指示を受け一斉点検等を行った結果、地震時に損壊のリスクが高く、人命やライフラインへの影響が大きい施設が、ため池20箇所、農道橋26箇所となっている。そのため、早急に詳細調査を行って必要な対策工事を実施する必要がある。
- ・ 耐用年数が迫っている排水機場や農業集落排水施設についても、早急に長寿命化対策を行っていく必要があり、必要な予算の確保が急務である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 県が実施する以下の事業に必要な財源を確保すること。
 - 農村地域防災減災事業
 - ため池等の防災減災対策
 - 農山漁村地域整備交付金
 - 農道橋の防災減災対策、排水機場や農業集落排水施設などの長寿命化対策



耐震対策が必要な頭首工（古利根堰・越谷市、松伏町）



耐震補強を行った農道橋（玉作橋・熊谷市）

4 学校施設の耐震化・長寿命化等の推進

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省】

公立学校施設の耐震化や防災機能の強化、長寿命化、老朽化対策、空調設備の設置、トイレ改修などを進めるための財政支援制度の充実を図るとともに、十分な財源を当初予算において確保すること。

私立学校に通う児童生徒等の安全を確保するため、私立学校施設の耐震化や防災機能の強化について、補助率の嵩上げや補助対象校（園）数の拡大を通じ、強力に推進すること。

◆現状・課題

- 学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、地震や台風、竜巻等に対し、その安全性の確保は重要である。
- 東日本大震災において、学校施設をはじめとした多くの施設が甚大な被害を受けたが、残された学校施設は避難所として多くの地域住民を受け入れており、災害時における避難拠点としての学校施設の重要性が再認識された。

○ 公立学校施設

- 学校施設の耐震化について、天井や照明器具、窓・ガラスなど非構造部材の耐震化は、校舎等の耐震化を優先させたことなどから対策が遅れている。

また、熊本地震の教訓を踏まえ、避難所の防災機能として特にニーズの高いトイレや水、非常用電源や空調については優先して対策を講じることが必要である。

- 本県の公立小中学校施設の大半は昭和44年度から昭和59年度の児童生徒急増期に建設されている。今後はこれらの施設が更新時期を迎えることとなり、長寿命化や老朽化対策の推進は全国的な課題である。
- 本県では近年、夏場の気温の上昇傾向が見られるため、市町村から空調設備設置の要望が寄せられている。

また、教育環境の質的向上を図るため、多くの市町村がトイレ環境の改善を進めている。

○ 私立学校施設

- 私立高校の平成29年4月1日現在の耐震化率は98.5%であり、平成29年度末に100%となる見込みである。一方、天井や照明器具、窓・ガラスなど非構造部材の耐震化は、引き続き必要である。
- 私立幼稚園の平成29年4月1日現在の耐震化率は88.3%にとどまっており、園児の安全が確保されているとは言い難い。取組状況調査等によれば、耐震化が進まない最も大きな理由は必要な資金が確保できないことである。
- 今後も児童生徒数等の大幅な増加が見込めない状況で、私立学校が内部留保を蓄積するのは難しい。特に、幼稚園については保育所との競合もあり、経営環境は極めて厳しく公的補助がなければ耐震化が進められない状況である。

<平成28年度の状況>

学種等		補助率 Is値0.3未満	補助率 Is値0.3以上	補助申請 校(園)数	補助決定 校(園)数
高等学校等	耐震補強	1/2	1/3	2	2
	改築	1/3	1/3	4	4
幼稚園	耐震補強	1/2	1/3	7	7
	改築	1/3	1/3	3	3

◆提案・要望の具体的内容

○ 公立学校施設

- ・ 非構造部材を含む学校施設の耐震化をより一層促進するため、平成27年度末で終了した全国防災事業債と同等の財政支援措置を講じること。
- ・ 大規模改造（老朽）事業は外部改修と内部改修を同時に行う必要があるが、いずれかのみ改修でも対象とするよう要件を緩和すること。また、学校設置者である各自治体による弾力的な運用に向けて対象事業費の下限額（7,000万円）の引下げなども必要である。
- ・ 国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」における公共施設等の管理に関する基本的な考え方では、維持管理・修繕・更新等の実施方針として予防保全型維持管理の考え方を取り入れるよう要請している。各自治体が積極的に補修や改良を進めることができるよう地方単独事業における地方債措置の下限額（2,000万円）を引き下げること。
- ・ 文部科学省は、児童生徒等の安全を確保するため、建築基準法に基づく法定点検の実施義務がない学校設置者に対しても、点検の実施義務がある場合と同様に、同法や関係告示を参考として有資格者による専門的な点検を定期に実施するよう要請している。市町村が円滑に専門的な点検を実施できるよう十分な財政支援措置を講じること。
- ・ 夏季における適切な教育環境確保の観点から、地域の実情に応じて空調設備の設置等を緊急かつ短期的に行う必要がある。このため交付金の算定割合の嵩上げや地方債措置の充実を図るとともに、リース方式による整備も財政支援措置の対象とするなど、より利用しやすい制度への改善を図ること。
- ・ 平成28年度に引き続き、平成29年度当初予算においても、各自治体が年度当初に計画していた事業の大部分の採択が見送られた。このため耐震化や防災機能の強化、老朽化対策、空調設備の設置、トイレ改修など、各自治体が計画した全ての事業を年度当初から実施できるよう必要な財源を当初予算において全額確保すること。

○ 私立学校施設

- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立高等学校等施設高機能化整備費）について、補助率を嵩上げし、必要な財源を確保すること。
- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）について、補助率を嵩上げするとともに、補助対象園数の拡大に必要な財源を確保すること。

5 病院施設の耐震化の推進

【厚生労働省】

医療機関の耐震化を強力に推進し、災害時医療を確実に確保するため、耐震化に係る補助金の増額や補助対象となる病院を拡大すること。

◆現状・課題

- 平成28年熊本地震では、観測史上初めて震度7が2回（震度6弱以上が7回）繰り返し発生し、12万棟を越える住家被害が発生した。また、地域の中核的市立病院が損傷を受け、診療継続が困難な状況に陥った。
- 本県の病院の耐震化率は74.6%（平成28年9月1日現在）となっている。災害時の医療拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターに限っても、82.4%という状況であり、早期に耐震化を進める必要がある。
- そのためには、診療の継続性の確保や、自家発電設備、医療用ガス、水の貯留設備を含めた施設を整備する必要があり、病院の特殊性を踏まえた耐震化支援策が不可欠となる。
また、公立病院であるか民間病院であるかに関わらず、災害時の拠点的な機能を担う病院の耐震化は待ったなしである。
- 本県では、平成21年度に国において創設された医療施設耐震化臨時特例交付金を活用して埼玉県医療施設耐震化基金を造成し、12の救急医療機関等の耐震化に取り組んできたが、国の承認を得て計画していたすべての耐震化事業が終了したため、平成29年4月1日付けで基金を廃止した。
- その結果、公立病院の2病院を含む16の救急医療機関が未耐震のままとなっている。
- 現在、未耐震の病院に対しては、「医療施設等耐震整備事業」の活用を促しているが、補助基準額が低いことなどから病院の負担が大きく、資金不足から耐震化に取り組むことができないとの意見がある。

<平成28年9月1日現在の状況>

	全病院の耐震化率	うち、災害拠点病院及び救命救急センター
埼玉県	74.6%	82.4%

補助事業名	補助基準額 (最大上限)	病院負担率 (補助対象病院等)
旧埼玉県医療施設耐震化整備推進事業	23.8億円	1/2 (公立病院を含む)
医療施設等耐震整備事業（国）	4.1億円	1/2 (公立病院を除く)

※埼玉県医療施設耐震化整備推進事業は、28年度で終了

◆提案・要望の具体的内容

- 平成21年度に創設された医療施設耐震化臨時特例交付金を恒常的な制度とし、財政措置を再開すること。
- 医療施設等耐震整備事業（医療提供体制施設整備交付金）について、補助基準額を引き上げるとともに公立病院を補助対象とすること。

6 地籍整備の推進

【法務省、国土交通省】

地籍調査事業を計画的に実施するために必要な財源を確保すること。

また、都市部の境界を明確にする登記所備付地図整備事業の拡充を図ること。

◆現状・課題

- ・ 本県における地籍調査の進捗率は31%で全国平均の51%を大きく下回っており、着手率については全国44位となっている。特に都市部の地図混乱地域の地籍調査は難度が高く、市町村による調査が遅れている。
- ・ そのため、地籍調査事業の推進に鋭意取り組んできており、平成28年度から2市町村が着手及び再開し、16市町村で実施している。
- ・ 一方、平成29年度の国庫補助金については、要望額のおおむね8割となっており、全額確保がされていない。
- ・ 地籍調査の推進のためには、未着手・休止市町の着手・再開が重要であるが、予算が確保されていない状況では市町に実施を促すことは難しい。
- ・ また、本県は首都直下地震の被害想定地域であることから、被災後の復旧・復興の迅速化のため、早急に事業を実施し土地境界の明確化を図ることが必要である。

○地籍調査の進捗率 (%)

区 分		全 国	埼 玉 県
D I D (※)		24	23
非 D I D	宅 地	54	48
	農用地	73	43
	林 地	44	17
合 計		51	31

※ D I D (Densely Inhabited Districts) :国勢調査において設定された「人口集中地区」

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 実施市町村に対し地籍調査事業補助金を適切に配分するために必要な財源を確保すること。
- ・ 特に調査が遅れている都市部及び山村地域において、市町村実施の足がかりとするため、国直轄の基本調査を実施すること。
- ・ 調査が遅れているD I D地区で実施される登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項地図）整備事業について、調査箇所数の増加や面積の拡大を図ること。

7 被災者生活再建支援法の弾力的運用

【内閣府】

被災者生活再建支援法の運用に当たっては、同一の自然災害に見舞われた隣接市町村が住宅全壊世帯数の基準を満たさない場合でも、同一災害であることをもって支援対象とするなど、弾力的な運用を図ること。

さらに、自然災害の頻発を踏まえ、被災者生活の再建を加速するため、支援対象の拡大について検討すること。

◆現状・課題

○被災者生活再建支援制度

- ・ 一定の要件に該当する市町村内の被災世帯に対して、住宅の被害程度に応じた基礎支援金と住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給される。
- ・ しかし、同一の自然災害に見舞われた隣接市町村でも、住宅全壊被害を受けた世帯数が基準を満たさない場合には、支援金の支給が受けられない状況にある。
- ・ 床上浸水など全壊に至らない場合においても、被災者の生活基盤に著しい支障を来す場合がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 被災者生活再建支援法の運用に当たっては、同一の自然災害に見舞われた隣接市町村が住宅全壊世帯数の基準を満たさない場合でも、同一災害であることをもって支援対象とするなど、弾力的な運用を図ること。
- ・ 被災者生活の実態把握を調査し、自助・公助の適切な役割分担、支援金支給による生活再建度合いや地域復興への効果など総合的に精査し、支援対象の拡大について検討すること。

◆参考

- ・ 被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会中間取りまとめ（平成26年8月）
委員／有識者、新潟県危機管理監、兵庫県防災企画局長、つくば市長、釜石市長の計9名

8 地震に関する調査研究の推進

【文部科学省】

地方自治体が地震に関する調査研究の成果を防災対策に活用できるよう、国は基礎的な調査研究を含め関東近郊における地震調査研究をより一層推進し、震源不特定地震の震源特定、活断層の存否の確定・地震発生確率の算出を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 関東近郊は複雑な地殻構造をしているため、この地域の地震発生メカニズムの解明には、最新の地震観測システムによる観測や活断層の調査など、基礎的な調査研究が重要である。
- ・ 国が平成27年4月に公表した「関東地域の活断層の長期評価」では、綾瀬川断層の伊奈一川口区間については、精度の高い資料を集積させ、活断層の存否を判断する必要があるとされた。新たに活断層とされた綾瀬川断層と越生断層の地震発生確率は不明とされた。
- ・ 平成29年4月に公表された「全国地震動予測地図」では、本県は「震源断層をあらかじめ特定しにくい地震」（震源不特定地震）による大きな揺れに見舞われる確率が他の地域より高くなっている。
- ・ 活断層の存否不明、発生確率不明、震源不特定とされているため、本県では最新の研究成果を防災対策に活用することができていない。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 「関東地域の活断層の長期評価」において、活断層と評価したにもかかわらず地震発生確率が不明としている断層の活動状況等に関する基礎調査を早急を実施すること。また基礎調査を実施した断層については、活断層の存否、発生確率を早急に明らかにすること。
- ・ 国は、基礎的な調査研究を含め関東近郊における地震動予測、長周期地震動等の地震調査研究をより一層推進すること。特に、「全国地震動予測地図」で用いている震源不特定地震に関する調査研究を進め震源を特定するとともに、震源不特定地震の評価を適切な評価とすること。

9 地域強靱化の推進

【内閣官房】

国土強靱化地域計画に基づく取組に対する交付金・補助金に医療分野を加えるなど、対象を拡充すること。また、地域における強靱化の取組を加速するために新たな補助制度を創設するなど必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえると、事後対策だけでなく、災害により引き起こされる最悪の事態を念頭においた地域づくりを進め、平常時から大規模災害への備え（強靱化）を進める必要がある。
- ・ 国は、平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」を制定し、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を閣議決定し、国土強靱化の取組を進めている。
- ・ 国土強靱化を実効あるものとするためには、国の取組だけでなく、官民が連携した地域レベルでの取組が重要であり、本県においても、平成29年3月に埼玉県地域強靱化計画を策定し、取組を進めている。
- ・ 国は、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援として、29の関係府省庁の既存の交付金・補助金等の交付の判断にあたって、一定程度配慮するとしている。
- ・ しかし、関係府省庁の支援では、災害時に重要な機能を果たす医療の分野が含まれていない。また、国全体の強靱化に資する地域独自の取組に対する支援はない。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 国土強靱化地域計画に基づく取組に対する交付金・補助金に医療分野を加えるなど、対象を拡充すること。
- ・ 地域における強靱化の取組を加速するために新たな補助制度を創設するなど必要な財源を確保すること。

10 消防団の加入促進に対する支援

【消防庁】

消防団の充実・強化を図るため、県が行う加入促進等に関する事業に対し財政措置を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が公布・施行された。法第9条において地方公共団体は消防団への積極的な加入が促進されるよう意識の啓発を図るため必要な措置を講ずるものとされている。
- ・ 平成27年12月には、第27次消防審議会の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」を踏まえ、消防庁長官から都道府県知事に対し、消防団活動に対する理解を促進するため、更なる広報啓発活動の充実に取り組むよう通知されたところである。
- ・ 本県では、平成27年度から消防団の充実強化に向けた予算を確保し、特に女性や大学生の加入促進に力を入れている。
- ・ 県分の普通交付税においては、根拠法令を消防組織法とする「消防思想の普及宣伝」が包括算定基礎として算定されているが、新たな法律に基づき都道府県が実施する消防団の加入促進に関する事業に対し交付税措置がされていない。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、都道府県が実施する消防団の加入促進等に関する事業に対し、交付税措置を行うこと。

◆参考（埼玉県の事業名および予算額）

女性の力で地域防災力充実強化費 4,990千円

11 消防団の装備に対する支援

【消防庁】

消防団の装備の基準に見合った交付税措置等を行うこと。また、デジタル携帯無線機の価格低廉化や国レベルでの共同購入の枠組みづくりに取り組むこと。

◆現状・課題

- ・ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成25年12月に公布・施行されたことを受け、平成26年2月に「消防団の装備の基準」が改正された。
- ・ この改正では、消防団の情報収集、共有、発信機能の強化のため、双方向の情報伝達が可能な装備を充実することとされ、班長以上の階級にある消防団員に「消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機」を配備することなどが規定された。
- ・ 消防用のデジタル携帯用無線機は高額であり、短期間で基準どおりに配備することが困難な状況にある。
- ・ 早期にデジタル携帯用無線機を配備するためには、交付税措置額の引上げ及びより安価に購入できる仕組みの構築が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 消防団に配備する携帯用無線機について、消防団の装備の基準に見合った交付税措置を市町村に

対し行うこと。また、市町村へのデジタル携帯無線機の配備を進めるため、メーカーに対する価格低廉化の要請や国レベルでの共同購入の枠組み構築を行うこと。

12 消防防災関係施設・設備の拡充

【消防庁】

大規模災害時における緊急消防援助隊の活動に有効な無線中継車及び拠点機能形成車を主要な消防機関に配備できるよう必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 国では、平成31年4月1日時点での6,000隊を目標に、緊急消防援助隊の大幅な増隊を求めており、本県でも県下全消防本部に緊急消防援助隊の登録を働きかけている。
- ・ 国有財産の無償使用制度によって、さいたま市消防局に緊急消防援助隊の活動支援のため、ドローン（小型無人飛行機）1機が貸与されている。
- ・ ドローンは、近接した上空偵察が可能であり、現場の判断で瞬時に動かせる機動性を有していることから、現地指揮本部において非常に有効なツールである。本年3月に発生した栃木県那須町での雪崩災害においても活用されたところである。
- ・ 大規模災害では、有効な活動方針を早急に打ち出すため、消防庁をはじめ、都道府県、市町村においても、こうした映像情報の共有が必要である。しかし、大規模災害発生時には通信の途絶が想定されるため、災害現場には、無線中継車による通信手段の確保が必要である。
- ・ 首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害発生時に緊急消防援助隊が応援出動する場合、消防の能力を十分活用するためには、部隊の生活全般を支援する役割を担う万全な後方支援体制が必要である。
- ・ 埼玉県大隊は全国でも大規模な部隊であり、十分な活動を展開するには、複数の拠点機能形成車両が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 無線中継車や拠点機能形成車といった特殊車両は、全国規模の大規模災害時での出動が想定されており、消防本部単独での整備は困難である。このため、国有財産の無償使用制度により必要な消防本部に配備できるよう必要な財源を確保すること。
- ・ ドローンによる映像は現場だけでなく、都道府県や消防庁など、関係機関で共有することで、より効果的な災害対応が可能となる。このため、ドローンが整備された消防本部への無線中継車の配備を促進すること。
- ・ 拠点機能形成車の主要な消防本部への配備を進め、遠隔地で応援活動する部隊に対する支援体制を強化すること。

13 火薬庫の盗難防止対策の強化 【新規】

【経済産業省】

火薬庫に設置が義務付けられている盗難防止のための自動警報装置について、社会情勢に対応したより合理的、効果的な技術基準となるよう、早急に構造基準等を見直すこと。

◆現状・課題

- ・ 火薬類（火薬、爆薬、火工品）は、その有する爆発・燃焼という危険性から、火薬類取締法において、製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いが規制されている。
- ・ 火薬類の貯蔵については、火薬庫等に貯蔵することが義務付けられており、さらに火薬類の盗難へのリスクに対し、火薬庫等には自動警報装置を設置することが義務付けられている。
- ・ 自動警報装置については、構造等基準により、警報・警鳴部の外函、警報の方法、回路、電源、その他の事項に至るまで詳細に基準が定められ、故障や停電、盗難等に対する不測の事態を想定した対処が図られている。
- ・ しかし、火薬庫内には照明設備以外の電気設備の設置が認められていないため、様々な設備に広く導入されている防犯センサーや民間警備会社の防犯設備を設置することができない。
- ・ 現行基準に沿った自動警報装置は古く、装置や部品の入手が困難になってきており、装置に故障等が生じた際の速やかな復旧に支障が生じている。また、特殊な構造のため、取り扱っている業者も少なく高コストとなっている。
- ・ このような状況の中、平成27年度経済産業省委託事業として、民間警備会社における警備の多様化など、近年の社会情勢に対応した、より合理的、効果的な技術基準案が検討され、「火薬類の盗難防止対策に関する調査研究事業報告書」（平成28年2月）がまとめられたところである。
- ・ 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、国際的に頻発する火薬類を用いた爆弾テロの発生が危惧される中、火薬類の管理を徹底し、より高い安全性を確保するため、早急に火薬庫の構造基準を改正することが不可欠である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 火薬類による災害を防止し公共の安全を確保するために、火薬庫に設置が義務付けられている自動警報装置等について、装置の信頼性（耐久性、耐防護性等）や合理性（修理・補修を考慮した際の経済性、構造基準の目的に対する装置の適切性等）等の観点から、構造基準等を見直すこと。
- ・ また、現行技術を踏まえた盗難防止対策に適合するよう、技術基準を検討すること。

14 国における移動式レンダリング装置（死亡家畜処理用装置）の配備

【農林水産省】

口蹄疫等の家畜伝染病発生に備え、移動式レンダリング装置（死亡家畜処理用装置）を国に複数配備すること。

◆現状・課題

- ・ 家畜伝染病予防法により、口蹄疫等の家畜伝染病発生に備え、畜産農家は自ら殺処分された家畜の埋却用地を準備することが義務付けられている。
- ・ 埋却用地の確保に努める一方で、結果として埋却用地が不足する場合には、代替手段として国が開発した移動式レンダリング装置を用いて、死体を破碎し、加熱により病原体を死滅させた後に焼却する方法が最善と考えられる。
- ・ しかし、本装置の価格は約1億円であり、県独自で配備することは維持・管理を含めると財政的に大きな負担となるため極めて困難である。
- ・ また、埋却用地の不足や移動式レンダリング装置の購入に係る課題は、全国に共通するものである。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 口蹄疫等の家畜伝染病発生に備え、移動式レンダリング装置を全国複数個所に配備すること。

■地震に備えたまちづくり

【国土交通省】

県担当課：都市計画課

大規模地震などによる被害を最小限に食い止め、県民の生命と財産を守るため、宅地の耐震化を推進する必要がある。

1 宅地耐震化の推進

【国土交通省】

宅地造成地等の耐震化や宅地の液状化に対する財政支援の拡充を図るとともに、(独)住宅金融支援機構による融資制度の創設などにより、住民負担の軽減を図ること。

◆現状・課題

- ・ 平成7年阪神淡路大震災や平成16年新潟県中越地震では、大規模に盛土された造成地が崩落し、多数の住宅流出等の被害が発生した。平成28年熊本地震でも盛土や擁壁の崩落などあった宅地は約15,000件との熊本県の集計がある。
- ・ 国は大地震等における大規模盛土の崩落被害を軽減するため、平成18年度に宅地耐震化推進事業を創設し、都道府県や政令市等に対し、大規模盛土マップの作成及び公表、抽出した大規模盛土の変動予測調査、滑動崩落防止工事の促進を図っている。なお、本県の大規模盛土マップの公表率は、平成29年1月1日現在96.8%(61/63市町村)となっている。
- ・ しかし、現行制度における滑動崩落防止工事に対する交付金対象は、一定の住宅戸数が存在する大規模盛土の崩落により国県道や鉄道などに被災が生じる場合など非常に限定されているとともに、その国費充当率は原則、1/4であることから残り3/4を土地所有者や地方公共団体で負担することになる。
- ・ このため、滑動崩落防止工事に先立つ大規模盛土の変動予測調査についても、市町村及び住民等の理解を得ることが難しい。
- ・ また、宅地の液状化対策について平成25年度から宅地耐震化推進事業を拡充し交付金対象とされることとなったが、民地の液状化対策工事は直接財政支援されないため土地所有者の費用負担が重く、市町村及び住民等の理解を得ることが難しい。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 住民等や地方公共団体の負担を軽減し、事業の進捗を図るため、財政支援を拡充すること。
- ・ (独)住宅金融支援機構による融資制度の創設などにより、住民負担の軽減を図ること。

■治水・治山対策の推進

【内閣府、総務省、財務省、国土交通省】

県担当課：土地水政策課、河川砂防課、水辺再生課
都市計画課

台風や集中豪雨などにより引き起こされる浸水被害や土砂災害から県民の生命や財産を守るため、治水・治山対策や土砂災害防止対策を引き続き進めることは喫緊の課題である。

また、河川やダム、下水道、土砂災害防止施設などの各種施設が災害時に十分な機能を発揮できるよう、適切な維持管理や更新が必要である。

1 ハツ場ダム建設事業の推進

【内閣府、総務省、財務省、国土交通省】

ハツ場ダムについては、治水上必要不可欠な施設であり、平成31年度までに確実に完成させること。

◆現状・課題

○事業参画団体： 埼玉県、東京都、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県の1都5県

○治水上の必要性

- ・ 昭和22年のカスリーン台風時の利根川の氾濫により甚大な被害を受けた本県にとって、利根川の治水対策は必要不可欠である。
- ・ ハツ場ダムは吾妻川流域における初めての大規模な洪水調節施設（集水面積711km²、治水容量6,500万m³）である。これにより、既存ダム群とあわせて利根川上流域での様々な降雨パターンに対応できるようになり、治水効果が高いことから早期の完成が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ ハツ場ダムは、治水上必要不可欠な施設であり、これ以上の工期延長がないよう平成31年度までに確実に完成させること。

2 下水道雨水管きよ等整備に対する支援の強化

【国土交通省】

ゲリラ豪雨や集中豪雨から住民を守るため、市町村が行う公共下水道の雨水管きよ等整備に係る交付金の要望に対して必要な所要額を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 近年、各地で時間雨量50ミリメートルを超えるような集中豪雨の発生回数が増加傾向にあり、内水氾濫による浸水被害発生のリスクが増大する中、県内においても毎年床上・床下浸水の被害が発生している。
- ・ 本県の公共下水道雨水管きよ等整備率（雨水管きよ等整備済面積／全体計画面積）は、約27%と低く、早急な公共下水道の雨水管きよ等の整備が求められている。
- ・ 雨水管きよ等整備は公費が原則であるが、各市町村の財政負担が厳しい状況にあるため単独費に

よる整備は困難な状況である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ ゲリラ豪雨や集中豪雨から住民の生命と財産を守るため、公共下水道の雨水管きょ等の整備に係る事業の国費について、各市町村の要望に対して必要な所要額を確保すること。

3 不法係留船対策の推進

【国土交通省】

他の船舶の航行の支障となり、洪水時には橋脚等を損傷する危険性の高い不法係留船への対策を推進するため、船舶所有者に保管場所の確保を義務付ける制度や不法係留船の処分等を円滑に実施できる制度を創設すること。

◆現状・課題

- ・ 本県では、河川マリーナを整備するとともに、新芝川、芝川において不法係留船舶等に対する行政代執行を実施し、また平成20年3月25日には「埼玉県船舶の放置防止に関する条例」を制定して放置船舶等の移動も実施してきた。しかし、県内を流れる中川及び荒川（いずれも直轄区間）並びに大場川には、未だ約190隻の不法係留船が存在し、これら不法係留船の放置船舶化も懸念される。
- ・ 現在、河川における不法係留船の排除は、所有者が判明している船舶の場合には行政代執行法に基づき処理することとなるが、代執行に至るまでの手続が煩雑である。
- ・ 行政代執行法には、代執行後の物件の保管や処分についての規定がないことから、新たな制度の創設が必要である。
- ・ 所有者が判明している船舶に対しても、簡易な手続で撤去及び撤去後の措置が実施できる制度も必要である。

◆提案・要望の具体的内容

(1) 保管場所の確保を義務付ける制度の創設

- ・ 不法係留船の発生を抑止するため、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務付ける制度を創設すること。

(2) 廃棄船舶及び放置船舶に係る制度の創設

- ・ 撤去後の船舶の廃棄に関する費用についても所有者等に負担させること。
- ・ 小型船舶操縦士免許についても、道路交通法における自動車の停車・駐車に関する違反点数の規定に対応する制度を創設すること。
- ・ 不法係留船等の所有者調査を容易にするため、日本小型船舶検査機構が発行する登録事項証明書の申請手数料を無料化すること。

